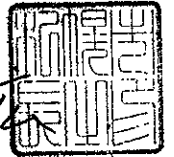


札幌市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年4月 3 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市条例第 17 号

札幌市税条例等の一部を改正する条例

(札幌市税条例の一部改正)

第1条 札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第28条の5第1項中「第12項」を「第13項」に改める。
- (2) 第28条の7第4項第1号中「掲げる金額(以下この項)」を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円を控除して得た額(当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。)」との合計額(次号及び第3号)に改める。
- (3) 第69条第1項中「、三輪以上の軽自動車に対し当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて」を削り、「当該軽自動車等の」を「、その」に改め、「種別割によつて」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。
- (4) 第69条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は」を削り、同条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。
- (5) 第70条の2から第70条の7までを削る。
- (6) 第71条(見出しを含む。)、第72条(見出しを含む。)、第72条の2(見出しを含む。)並びに第72条の3の見出し及び同条第1項中「種別割」

を「軽自動車税」に改める。

- (7) 第73条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第463条の19第1項」を「第452条第1項」に改め、同条第2項中「第463条の19第1項」を「第452条第1項」に改める。
- (8) 第74条の見出し、第74条の2（見出しを含む。）並びに第75条の見出し並びに同条第1項及び第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。
- (9) 第75条の2の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第3号中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加える。
- (10) 第76条第2項中「第69条第3項ただし書」を「第69条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。
- (11) 附則第4条の6の2第1項中「合計額」の次に「（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）を加算した額）」を加える。
- (12) 附則第4条の10第2項中「金額を」を「金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）との合計額を」に改める。
- (13) 附則第14条の3から第14条の9までを次のように改める。
第14条の3から第14条の9まで 削除
- (14) 附則第14条の10の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令

和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第44条第1項第3号」を「同項」に改め、「（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

(15) 附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「の種別割」を削る。

第2条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

第28条の5第1項中「第13項」を「第15項」に改める。

第3条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

第28条の5第1項中「第15項」を「第19項」に改める。

(札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び次条第4項の規定 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日

(2) 第3条及び次条第5項の規定 産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）第28条の5第1項の規定は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税割の課税標準について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税割の課税標準については、なお従前の例による。

- 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第11条第15項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法（改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）をいう。以下同じ。）第292条第1項第4号及び附則第8条第7項の規定の適用を受ける場合における第1条の規定による改正前の札幌市税条例第28条の5第1項（同号及び旧法附則第8条第7項の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の札幌市税条例第28条の5第1項（改正法第2条の規定による改正後の地方税法附則第8条第14項及び第15項の規定に係る部分に限る。）は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税割の課税標準について適用する。
- 5 第3条の規定による改正後の札幌市税条例第28条の5第1項（改正法第3条の規定による改正後の地方税法附則第8条第8項から第11項までの規定に係る部分に限る。）は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税割の課税標準について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 2 令和8年4月1日以前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
 - 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。